

2003年2月7日

新日本スポーツ連盟 傷害見舞金制度規程

第1条(目的)

この傷害見舞金制度は、新日本スポーツ連盟に加盟する都道府県連盟、種目組織(含クラブ)の主催する行事で起きた傷害事故に対し、受傷者の経費負担を軽減することを目的とした共済制度です。

この制度を進めることが、傷害予防の啓蒙にしていきます。

第2条(名称)

この制度は、新日本スポーツ連盟・傷害見舞金制度(略称 見舞金制度)と呼びます。

第3条(運営組織)

1、この制度の運営は、評議委員会で選出された委員によって構成される見舞金委員会が行います。

2、見舞金委員会の運営細則は別に定めます。

第4条(加入資格)

1、新日本スポーツ連盟に加盟する都道府県連盟、種目組織(含クラブ)の会員は年加入することができます。

2、新日本スポーツ連盟構成員以外の者が都道府県連盟や種目組織(含クラブ)主催行事に参加する場合は、一時加入することができます。

第5条(共済金)

1、年加入と一時加入の二種類とし、細則に定めます。

2、一時加入行事毎の加入とし、1行事は2日を単位とし、それ以上にわたる場合は単位行事分の共済金が必要です。

第6条(加入期間)

加入した日から1年間とし、4月から翌年3月末日とします。一時加入は行事の日数(1行事は2日とし、それ以上の場合は2日を単位とします)となります。

第7条(加入手続き)

次の手続きをもって加入とします。

1、所定の用紙を新日本スポーツ連盟・見舞金係に送付します。(年加入、一時加入の別を明確に)

2、共済金を指定口座に振り込みます。

第8条(効力)

第7条の加入手続きが完了すると加入日時から効力が発生します。(共済金だけが振り込まれ、名簿が遅れると無効になります)

第9条(見舞金の適用範囲)

第1条に規定する行事中(主催者の管理下)に発生した傷害に適用します。

第10条(見舞金給付基準)

細則に定めるものとします。

第11条(請求手続き)

事故発生後30日以内に、行事責任者・県連盟・種目組織が次の書類を提出して行います。

1、スポーツ傷害見舞金給付申青書

2、医療機関の証明書、または、それに準ずる入院及び通院証明書(診察券のコピー可)、領収書。

3、事故報告書

第12条(認定)

見舞金給付認定は、見舞金委員会が行います。

第13条(給付)

第13条で認定された時は、当事者に見舞金を送金(指定先)し、申請者には書面で通知します。

第14条(報告)

この制度の会計は、給付報告は評論委員会並びに総会に報告します。

第15条(会計年度と監査)

会計年度を4月から次の年の3月末日とし、監査は新日本スポーツ連盟の会計監査を受け、総会に報告します。

第16条(規程の改廃)

この規程は、2003年4月1日より実施し、規程の改廃は評議員会で行えるものとします。

2003年3月16日評議員会にて制定

【傷害見舞金制度細則】

○年加入と一時加入の二通りとします。*但、1行事が3日以上にわたる場合、2日を単位とします。

		<年加入>	<一時加入>
給 付 内 容	死亡見舞金	100万円	100万円
	後遺障害見舞金	100万円～3万円	100万円～3万円
	入院見舞金	日額 2000円	日額 2000円
	通院見舞金	日額 1000円	日額 1000円
共 済 金		① 350円/年 ②700円/年	③70円/1行事2日

※ 共済金

①大会・行事対応型 ②クラブ練習対応型 ③一時加入型

○対象となる傷害：下記の事項緒を含む偶然性を伴う身体障害

心筋梗塞、急性心不全などの心臓疾患、くも膜下・脳内出血などの急性脳疾患、低体温病、日射病、熱射病、脱水症状などの当該スポーツと相当因果的係のある疾病

○免責：行事の12ヶ月以内に治療をうけ、または治療のために医師の処方にもとづく服用をしていた疾病による身体傷害

○死亡見舞金：事故の日を含めて180日以内に死亡見舞金を支払う。

○後遺傷害見舞金：事故の日を含めて180日以内に後遺障害が生じたとき(180日以内に医師が、傷害が残ると診断したとき)、また180日を越える治療を要する場合には、181日目における医師の診断にもとづき後遺障害の認定をして、後遺傷害見舞金を支払う。(後遺障害見舞金プラス入院見舞金が給付される)

○入院見舞金：事故の日を含めて180日を限度に1日目から入院見舞金を支払う。

○通院見舞金：事故の日を含めて180日以内案通院日数90日を限度に1日目から通院見舞金を支払う。